

福島大学学生自治会連合規約

第1章 総 則

- 第1条 本連合は福島大学学生自治会連合と称し、本部を福島大学内に置く。
- 第2条 本連合は、学生自治の精神に基づき、全学生の強固な団結をもって大学の自治と学問の自由、学生の民主的諸権利の擁護発展、学生生活の向上を図ることを目的とする。
- 第3条 本連合は前条の目的を達成するため以下の事業と活動を行なう。
- 1 加盟自治会相互の連絡強化及び、活動経済の交流
 - 2 加盟自治会共通の全学的問題に関する統一的方針の作成
 - 3 学内諸団体の協調の促進
 - 4 学内非暴力三原則の堅持
 - 5 学術・文化・スポーツ活動発展のための諸事業
 - 6 学外諸団体との連絡・連帯及び交渉
 - 7 その他、本連合の目的達成のために必要な諸活動

第2章 組 織

- 第4条 本連合は、この規約を承認した大学の各学生自治会により構成される。
- 第5条 各加盟自治会は、この連合の諸機関の決定には原則として従わなくてはならない。また、両機関の間で意見の食い違いが生じた場合、基本的には本連合の決定に従う。合意の得られない場合は、次のような措置をとる。
- 1 両機関の間で合意が得られるまで再度協議する。
 - 2 それでも合意の得られない場合は、各加盟自治会の決定を尊重する。

第3章 機 関

- 第6条 本連合は第2条の目的達成のために、次の各機関を設ける。
- イ. 代議員大会 ロ. 執行委員会 ハ. 自治会代表者会議
- ニ. 統一サークル連合

第4章 代議員大会

- 第7条 代議員大会は、本連合の最高決議機関である。代議員大会は代議員及び執行委員から成り、執行委員会がこれを招集する。代議員の選出については別項に規定する。
- 第8条 代議員は次の各項の権利と義務を有する。
- 1 代議員大会における発言権、議決権
 - 2 議案提出権、但し執行委員の不信任動議提出に際しては、代議員総数の3分の1以上の連名を必要とする。
- 第9条 代議員大会は少なくとも半年に1回以上は招集されなければならない。定期代議員大会は原則として4月と10月に開かれ、臨時代議員大会は次の場合開かれなければならない。
- 1 執行委員会の要請があった場合
 - 2 全加盟自治会員総数の5分の1以上の要請があった場合

第10条 代議員大会の議題は遅くとも2週間以前に告示しなくてはならない。但し、臨時代議員大会の場合はその限りではない。

第11条 代議員大会の役員はその大会で選出される。

第12条 次の事項は必ず代議員大会で決定しなくてはならない。

- 1 基本方針
- 2 執行委員、会計監査委員、議長の選出
- 3 予算の決定、決算の承認
- 4 規約の改正

第13条 代議員大会の運営については以下に定める。

- 1 代議員大会は正式構成員総数の2分の1以上の出席により成立する。
- 2 代議員大会の議決は出席者の過半数とする。可否同数の場合は議決の決するところによる。
- 3 執行委員会の不信任を議決する場合、執行委員は議決に参加することができない。

第14条 代議員は各加盟自治会から選出される。代議員の数は、次の通りとする。自治会員が100名以下の場合は5名、100名を越える場合は100名単位で1名増加する。

第15条 代議員の選出方法は、各加盟自治会の裁量によって決められる。

第5章 執行委員会

第16条 執行委員会は以下の任務を行なう。

- 1 本連合を代表する
- 2 代議員大会の決定に従って本連合のあらゆる活動を統轄し、執行する
- 3 財政を管理する
- 4 執行委員会内部の人事を決定する
- 5 各種実行委員会及び諮問委員会設置の発議
- 6 その他、執行に関する事項の決定

第17条 執行委員は代議員大会で選出し、次の役員をもって構成する。但し各加盟自治会からは最低2名を原則として選出するものとする。任期は次期定期代議員大会までとする。但し、再任はこれを妨げない。

- | | |
|------------|----------|
| ・執行委員長 1名 | ・書記長 1名 |
| ・副執行委員長 2名 | ・書記次長 1名 |
| | ・執行委員 5名 |

第18条 執行委員会は原則として毎週1回開くものとし、その他委員長が必要と認めた場合、これを招集する。

第19条 執行委員会は構成員総数の3分の2以上の出席をもって成立し、その議決は出席者の過半数とする。

第20条 執行委員会は書記長の統轄のもとに本連合の事務を執り行う書記局を設ける。書記局員は執行委員会が任命する。

第21条 役員の任務は以下に定める。

- 1 執行委員長は本連合を代表し、執行委員会を統轄する。
- 2 副執行委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時はこれを代行する。
- 3 書記長は書記局を統轄し、本連合の事務について責任を負う。

4 書記次長は書記長を補佐し、書記長に事故ある時はこれを代行する。

第6章 自治会代表者会議

第22条 自治会代表者会議は、代議員大会に次ぐ決議機関であり、自治会代表者と執行委員により構成される。

第23条 自治会代表者会議は、代議員大会決定に則り、第16条の5項及び6項の審議を行ない、承認を与える。また、その他重要な事項について審議決定する。

第24条 議決権は、各加盟自治会から選出された2名以上の自治会代表者がこれを行使する。

第25条 自治会代表者会議は原則として月2回、執行委員長が招集する。

第7章 処分・除籍

第26条 加盟自治会が本連合の規約に違反した場合は、実情に応じて次の処分を行なう。

1 執行委員会は当該自治会に対して注意を与える。

2 代議員大会において、出席代議員の3分の2以上の決議によって当該自治会の権利を停止する。

第27条 加盟自治会が機能しなくなった場合、執行委員会は事情をよく調査、検討した上で、除籍を決定する。但し、この場合、執行委員会の決定の発効には代議員大会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

第8章 統一サークル連合

第28条 統一サークル連合の詳細については、別項に規定する。

第9章 財 政

第29条 本連合の財政は、連費、寄付金及び事業収入その他をもってあてる。

第30条 連費は、各学部学生大会の承認を経て決定される。

第31条 会計期間は4月1日から翌年3月31日までとする。

第32条 4月の定期代議員大会において会計監査委員2名を選出し、定期代議員大会毎に会計監査報告を行なう。尚、会計監査委員の任期は1年とする。

第10章 規約改正

第33条 規約の改正は、代議員大会において正式構成員総数の3分の2以上の賛成を必要とする。

第34条 規約改正の発議は執行委員会が行なう。

第11章 附 則

第35条 この規約は1987年11月17日をもって発効する。